

平成二十年五月十五日 経済産業省告示第百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十八号の規定に基づき、告示する。

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関 の名称及び住 所		特定標準器による 校正等を行う事業 所の名称及び所在 地
揮発性有機化合物十二種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであつて、一・一 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、cis 一・二	財団法人化学 物質評価研究	東京事業所	

<p>ジクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、一・二 ジクロロエ タン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、c i s 一・ 三 ジクロロプロペン及びt r a n s 一・三 ジクロロプロペン の各濃度が一体積百万分率のもの</p>	<p>機構 東京都文京区 後楽一丁目四 番二十五号</p>	<p>埼玉県北葛飾郡杉 戸町下高野千六百 番地</p>
<p>揮発性有機化合物七種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって 、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、スチレン、o キシレン、m キシレン及びp キシレンの各濃度が一体積百万分 率のもの</p>		
<p>アセトアルデヒド標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が 一体積百万分率のもの</p>		

<p>ほう素標準液であつて、濃度が一グラム毎リットルのもの</p>	<p>金属十五種混合標準液であつて、アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛及び亜鉛の各濃度が十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>陰イオン七種混合標準液であつて、ふっ化物イオン濃度が五ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、塩化物イオン濃度が十ミリグラム毎リットル以上二十ミリグラム毎リットル以下、亜硝酸イオン濃度が十五ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下、臭化物イオン濃度が十ミリグラム毎リットル以上</p>
-----------------------------------	---	---

<p>百ミリグラム毎リットル以下、硝酸イオン濃度が三十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下、りん酸イオン濃度が三十ミリグラム毎リットル以上二百ミリグラム毎リットル以下及び硫酸イオン濃度が四十ミリグラム毎リットル以上百ミリグラム毎リットル以下のもの</p>	<p>ホルムアルデヒド標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの</p>